

## 【表紙】

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 【提出書類】                  | 有価証券届出書の訂正届出書   |
| 【提出先】                   | 関東財務局長  |
| 【提出日】                   | 平成25年11月27日   |
| 【会社名】                   | いちごグループホールディングス株式会社   |
| 【英訳名】                   | Ichigo Group Holdings Co., Ltd.   |
| 【代表者の役職氏名】              | 代表執行役社長 岩崎 謙治   |
| 【本店の所在の場所】              | 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号   |
| 【電話番号】                  | (03)3502-4800(代表)   |
| 【事務連絡者氏名】               | 常務執行役財務本部長 南川 孝   |
| 【最寄りの連絡場所】              | 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号   |
| 【電話番号】                  | (03)3502-4906   |
| 【事務連絡者氏名】               | 常務執行役財務本部長 南川 孝   |
| 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 | 株式  |
| 【届出の対象とした募集(売出)金額】      | 一般募集 14,719,365,000円<br>オーバーアロットメントによる売出し 2,326,380,000円  |
|                         | (注)1 募集金額は、発行価額の総額であります。<br>ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。                                     |
|                         | 2 売出金額は、売出価額の総額であります。   |
| 【安定操作に関する事項】            | 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。<br>2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。 |
| 【縦覧に供する場所】              | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年11月15日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、一般募集の募集条件、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及び売出条件、その他この新株式発行並びに株式売出しに関し必要な事項が平成25年11月27日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
  - (1) 募集の方法
  - (2) 募集の条件
- 3 株式の引受け
- 4 新規発行による手取金の使途
  - (1) 新規発行による手取金の額
  - (2) 手取金の使途

#### 第2 売出要項

- 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)
- 2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)

#### 募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

なお、発行価格等決定日が平成25年11月27日(水)となりましたので、一般募集の申込期間は「自 平成25年11月28日(木) 至 平成25年11月29日(金)」、払込期日は「平成25年12月4日(水)」、受渡期日は「平成25年12月5日(木)」、オーバーアロットメントによる売出しの申込期間は「自 平成25年11月28日(木) 至 平成25年11月29日(金)」、受渡期日は「平成25年12月5日(木)」、シンジケートカバー取引期間は「平成25年11月30日(土)から平成25年12月27日(金)までの間」となります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

(訂正前)

<前略>

- (注)2 本募集(以下「一般募集」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、6,090,000株を上限として、一般募集の事務主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が当社株主(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

<前略>

- (注)2 本募集(以下「一般募集」という。)に伴い、その需要状況を勘案した結果、一般募集の事務主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が当社株主(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式6,090,000株の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行います。  
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

<後略>

## 2【株式募集の方法及び条件】

(訂正前)

平成25年11月27日(水)から平成25年12月2日(月)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(訂正後)

平成25年11月27日(水)(以下「発行価格等決定日」という。)に決定された発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

## (1)【募集の方法】

(訂正前)

| 区分          | 発行数         | 発行価額の総額(円)     | 資本組入額の総額(円)   |
|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 株主割当        |             |                |               |
| その他の者に対する割当 |             |                |               |
| 一般募集        | 40,650,000株 | 15,026,272,000 | 7,513,136,000 |
| 計(総発行株式)    | 40,650,000株 | 15,026,272,000 | 7,513,136,000 |

&lt;中略&gt;

(注)3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年11月8日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

| 区分          | 発行数         | 発行価額の総額(円)     | 資本組入額の総額(円)   |
|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 株主割当        |             |                |               |
| その他の者に対する割当 |             |                |               |
| 一般募集        | 40,650,000株 | 14,719,365,000 | 7,359,682,500 |
| 計(総発行株式)    | 40,650,000株 | 14,719,365,000 | 7,359,682,500 |

&lt;中略&gt;

(注)3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、また、増加する資本準備金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(発行価額の総額)から上記の増加する資本金の額(資本組入額の総額)を減じた額とします。

(注)4の全文削除

## (2)【募集の条件】

(訂正前)

| 発行価格(円)  | 発行価額(円)      | 資本組入額(円)   | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|--|--------------|------------|--------|------|----------|------|
| 未定<br>(注)1、2<br>発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。 | 未定<br>(注)1、2 | 未定<br>(注)1 | (省略)   | (省略) | (省略)     | (省略) |

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況を勘案した上で、平成25年11月27日(水)から平成25年12月2日(月)までの間のいずれの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(払込金額であり、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「(1)募集の方法」に記載の一般募集における新株式発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売価及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.ichigo-holdings.co.jp/release/>)(以下「新聞等」という。)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

&lt;後略&gt;

(訂正後)

| 発行価格(円) | 発行価額(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|---------|----------|--------|------|----------|------|
| 382     | 362.1   | 181.05   | (省略)   | (省略) | (省略)     | (省略) |

(注)1 発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売価及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、平成25年11月28日(木)付の日本経済新聞及び本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.ichigo-holdings.co.jp/release/>)において公表します。

&lt;後略&gt;

## 3【株式の引受け】

(訂正前)

| 引受人の氏名又は名称                | 住所                    | 引受株式数       | 引受けの条件   |
|---------------------------|-----------------------|-------------|--|
| S M B C 日興証券株式会社          | 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 | 20,325,000株 | 1 買取引受けによりま<br>す。<br>2 引受人は新株式払込金<br>として、払込期日に払<br>込取扱場所へ発行価額<br>と同額を払込むことと<br>いたします。<br>3 引受手数料は支払われ<br>ません。<br>ただし、一般募集にお<br>ける価額(発行価格)<br>と発行価額との差額は<br>引受人の手取金となり<br>ます。 |
| 三菱UFJモルガン・スタ<br>ンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号 | 14,227,500株 |  |
| 大和証券株式会社                  | 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 | 4,065,000株  |  |
| みずほ証券株式会社                 | 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 | 2,032,500株  |  |
| 計                         |                       | 40,650,000株 |  |

(訂正後)

| 引受人の氏名又は名称                | 住所                    | 引受株式数       | 引受けの条件   |
|---------------------------|-----------------------|-------------|--|
| S M B C 日興証券株式会社          | 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 | 20,325,000株 | 1 買取引受けによりま<br>す。<br>2 引受人は新株式払込金<br>として、払込期日に払<br>込取扱場所へ発行価額<br>と同額を払込むことと<br>いたします。<br>3 引受手数料は支払われ<br>ません。<br>ただし、一般募集にお<br>ける価額(発行価格)<br>と発行価額との差額は<br>引受人の手取金(1株<br>につき19.9円)となり<br>ます。 |
| 三菱UFJモルガン・スタ<br>ンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号 | 14,227,500株 |  |
| 大和証券株式会社                  | 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 | 4,065,000株  |  |
| みずほ証券株式会社                 | 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 | 2,032,500株  |  |
| 計                         |                       | 40,650,000株 |  |

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額(円)     | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)     |
|----------------|--------------|----------------|
| 15,026,272,000 | 119,000,000  | 14,907,272,000 |

(注) 1 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成25年11月8日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

| 払込金額の総額(円)     | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)     |
|----------------|--------------|----------------|
| 14,719,365,000 | 119,000,000  | 14,600,365,000 |

(注) 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

(注) 2の全文及び1の番号削除

## (2)【手取金の使途】

(訂正前)

差引手取概算額14,907,272,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資の手取概算額上限2,220,168,000円と合わせて、手取概算額合計上限17,127,440,000円について、当社グループにて運用する公募及び私募不動産ファンドへの将来の譲渡を前提とするブリッジ案件(注1)の確保のための資金として6,106,000,000円(うち、3,626,000,000円を平成26年2月末まで、2,480,000,000円を平成27年2月末まで)、バリューアップ案件(注2)及び長期保有型案件(注3)の確保のための資金として4,154,000,000円(うち、1,020,000,000円を平成26年2月末まで、3,134,000,000円を平成27年2月末まで)、メガソーラー(太陽光発電)事業(注4)の新規案件取得に伴う設備費用として2,478,000,000円を平成26年2月末まで及び残額を平成27年2月末までに充当し、当社グループの事業拡張のための戦略投資を行う予定であります。なお、当社グループの事業拡張のための戦略投資への充当については、当社から当社グループ会社への投融資を通じて行う予定であります。

また、戦略投資への実際の充当期間までは、譲渡性預金、その他の安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注1) ブリッジ案件について

ブリッジ案件とは、収益性があると判断する案件に対し、投資機会を逸することを回避させるために、当社グループが運用する公募及び私募不動産ファンドへの将来の譲渡を前提として、当社グループが一時的に保有する案件の事をいいます。

(注2) バリューアップ案件について

バリューアップ案件とは、収益性及び資産価値の改善並びに流動性の向上により、賃貸収入と売却益の両方の獲得を目指す案件の事をいいます。

(注3) 長期保有型案件について

長期保有型案件とは、長期的な賃貸収入の獲得を目的とし、当社グループの安定収益基盤の拡大を目指す案件の事をいいます。

(注4) メガソーラー(太陽光発電)事業について

メガソーラー(太陽光発電)事業とは、既に政府による買取価格が売電開始後20年間は保証されている案件に対して太陽光発電を行うための設備を建設することにより、売電収入の獲得を目的とし、当社グループの安定収益基盤の拡大を目指す事業の事をいいます。

(訂正後)

差引手取概算額14,600,365,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資の手取概算額上限2,174,189,000円と合わせて、手取概算額合計上限16,774,554,000円について、当社グループにて運用する公募及び私募不動産ファンドへの将来の譲渡を前提とするブリッジ案件(注1)の確保のための資金として6,106,000,000円(うち、3,626,000,000円を平成26年2月末まで、2,480,000,000円を平成27年2月末まで)、バリューアップ案件(注2)及び長期保有型案件(注3)の確保のための資金として4,154,000,000円(うち、1,020,000,000円を平成26年2月末まで、3,134,000,000円を平成27年2月末まで)、メガソーラー(太陽光発電)事業(注4)の新規案件取得に伴う設備費用として2,478,000,000円を平成26年2月末まで及び残額を平成27年2月末までに充当し、当社グループの事業拡張のための戦略投資を行う予定であります。なお、当社グループの事業拡張のための戦略投資への充当については、当社から当社グループ会社への投融資を通じて行う予定であります。

また、戦略投資への実際の充当期間までは、譲渡性預金、その他の安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注1) ブリッジ案件について

ブリッジ案件とは、収益性があると判断する案件に対し、投資機会を逸することを回避させるために、当社グループが運用する公募及び私募不動産ファンドへの将来の譲渡を前提として、当社グループが一時的に保有する案件の事をいいます。

(注2) バリューアップ案件について

バリューアップ案件とは、収益性及び資産価値の改善並びに流動性の向上により、賃貸収入と売却益の両方の獲得を目指す案件の事をいいます。

(注3) 長期保有型案件について

長期保有型案件とは、長期的な賃貸収入の獲得を目的とし、当社グループの安定収益基盤の拡大を目指す案件の事をいいます。

(注4) メガソーラー(太陽光発電)事業について

メガソーラー(太陽光発電)事業とは、既に政府による買取価格が売電開始後20年間は保証されている案件に対して太陽光発電を行うための設備を建設することにより、売電収入の獲得を目的とし、当社グループの安定収益基盤の拡大を目指す事業の事をいいます。

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

| 種類   | 売出数        | 売出価額の総額(円)    | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称               |
|------|------------|---------------|---------------------------------------|
| 普通株式 | 6,090,000株 | 2,375,100,000 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号<br>S M B C 日興証券株式会社 |

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況を勘案して行われる、一般募集の事務主幹事会社であるS M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.ichigo-holdings.co.jp/release/>)(新聞等)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

## 2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 3 売出価額の総額は、平成25年11月8日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

| 種類   | 売出数        | 売出価額の総額(円)    | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称               |
|------|------------|---------------|---------------------------------------|
| 普通株式 | 6,090,000株 | 2,326,380,000 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号<br>S M B C 日興証券株式会社 |

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況を勘案した結果行われる、一般募集の事務主幹事会社であるS M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式6,090,000株の売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、平成25年11月28日(木)付の日本経済新聞及び本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.ichigo-holdings.co.jp/release/>)において公表します。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 3の全文削除

## 2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

| 売出価格(円)     | 申込期間 | 申込単位 | 申込証拠金(円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|-------------|------|------|----------|--------|----------------|----------|
| 未定<br>(注) 1 | (省略) | (省略) | (省略)     | (省略)   | (省略)           | (省略)     |

&lt;後略&gt;

(訂正後)

| 売出価格(円) | 申込期間 | 申込単位 | 申込証拠金(円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|---------|------|------|----------|--------|----------------|----------|
| 382     | (省略) | (省略) | (省略)     | (省略)   | (省略)           | (省略)     |

&lt;後略&gt;

**【募集又は売出しに関する特別記載事項】**

## 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

(訂正前)

一般募集に伴い、その需要状況を勘案し、6,090,000株を上限として、一般募集の事務主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

&lt;中略&gt;

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社はグリーンシュエーションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

&lt;後略&gt;

(訂正後)

一般募集に伴い、その需要状況を勘案した結果、一般募集の事務主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式6,090,000株(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

&lt;中略&gt;

(削除)

&lt;後略&gt;